



熊野川懇談会ニュース

第10回熊野川懇談会を開催



撮影日:令和2年6月23日

Contents

- 第10回懇談会の概要
- 熊野川懇談会委員
- 規約・情報公開方法
- 熊野川懇談会へのご意見受付方法・資料入手方法
- 閲覧資料設置場所

No.11

2020年8月発行

第 10 回熊野川懇談会が開催されました

第 10 回熊野川懇談会が令和 2 年 7 月 13 日に新宮市役所庁舎別館大会議室（新宮市）で開催されました。第 9 回熊野川懇談会の開催（平成 21 年 3 月 24 日）から約 11 年の期間が経っていることから、規約の改訂、情報公開方法の変更が行われ、委員長、委員長代理が選出されました。その後、熊野川懇談会の役割と経緯、熊野川の現状等の説明が河川管理者より行われ、委員と河川管理者の間で質疑応答が行われました。

<第 10 回 熊野川懇談会の概要>

◆ 開催日・場所

- 開催日：令和 2 年 7 月 13 日（月）
- 場 所：新宮市役所庁舎別館 大会議室
- 参加者：懇談会委員 13 名（WEB 参加 7 名を含む）
河川管理者等 7 名（WEB 参加 2 名を含む）
傍聴者 11 名



■ 第 10 回熊野川懇談会の様子

◆ 議事内容

1) 委員長及び委員長代理選出について

委員の互選により藤田委員が委員長に選出されました。また、藤田委員長が瀧野委員を委員長代理に指名しました。



■ 委員長に選出された
藤田京都大学教授

2) 熊野川懇談会規約について

現在の社会情勢等を踏まえ、懇談会の運営に関する規約（規約第 6 条 3 項）が改訂され、インターネットを利用した参加も出席とすることが了承されました。

改正前) 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

改正後) 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。ただし、委員の代理出席は認めない。

また、規約の改正に関する規約（規約第 9 条）については、出席委員の 2/3 以上の同意で行うことに改訂されました。

改正前) 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

改正後) 本規約の改正は、出席委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

3) 熊野川懇談会の情報公開について

熊野川懇談会資料の公開方法に関する規約（第 5 条）については、近年のインターネット普及状況を考慮し、熊野川懇談会の情報をホームページで公開し、必要に応じて配布することとなりました。

変更前) 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。

変更後) 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、ホームページで公開する外、関係機関の情報コーナー等で必要に応じて配布する。

◆ 説明事項

1) 熊野川懇談会の役割と経緯

熊野川懇談会の役割と経緯について説明が行われ、その内容について質疑応答が行われました。（主な発言の趣旨）

- 基本方針の見直しの目的はたっていないのか。（藤田委員長）
⇒現時点では目的が立っていないが、近年の気候変動を考慮した計画を検討しており、できるだけ速やかに策定できるよう進めて行く予定である。（河川管理者）

2) 熊野川の概要

熊野川の概要について説明が行われ、その内容について質疑応答が行われました。

(主な発言の趣旨)

- 河道掘削などをしていただいたことに地元も感謝している。今後も官民一体となって進めてほしい。(清岡委員)
- 平成 23 年の被害を契機に緊急的な河川整備事業に着手して 19,000m³/s を安全に流下させる対策を実施したとのことだが、それまでは基本方針に書かれている 19,000m³/s を安全に流下できなかったのか。(横田委員)
- ⇒ 平成 20 年に基本方針が策定され、その後の整備計画策定中に紀伊半島大水害が発生したため、当時は 19,000m³/s を流すことはできていなかったが、来年度には流下可能となる予定である。(河川管理者)
- 紀伊半島大水害時にダムでの暫定操作は行っていたのか。また、治水協定はどのような内容なのか。(横田委員)
- ⇒ 水害以前も暫定操作は行っていたが、水害を契機に操作内容を強化している。治水協定については、協定内に洪水調節可能な最大容量を記載しており、可能な範囲で利水ダムや直轄ダムで暫定操作を行う予定である。(河川管理者)
- ⇒ 治水協定に沿った暫定操作を行うが、降雨状況等を確認しながらの操作になるため、洪水調節可能な最大容量を常に使えるわけではないが、できるだけ協力する予定である。(電源開発)
- 直轄区間の整備計画と県管理区間の整備計画の整合はこれから図るのか。(松尾委員)
- ⇒ 和歌山県域と三重県域については平成 29 年 10 月に整備計画が策定されている。奈良県域については未策定である。熊野川の総合的な治水対策協議会等において関係者間で情報共有を行いながら連携を図っていく。(河川管理者)

3) 今後の予定

今後の予定について説明が行われ、その内容について質疑応答が行われました。

(主な発言の趣旨)

- 第 11 回懇談会の内容は決まっていないのか。(藤田委員長)
- ⇒ 内容については、現在検討している基本方針の策定状況を確認しながら調整していく予定である。(河川管理者)

◆ 報告事項

気候変動を踏まえた水災害対策のあり方についての答申概要の報告が行われ、その内容について質疑応答が行われました。

(主な発言の趣旨)

- 過去の水害における文化財関連の調査が進んできた。こういった今後の施策とリンクして防災、水害対策の一翼を担えればと思っている。(山本委員)
- ⇒ 洪水を川の中へ閉じ込めることが難しくなったということで、どこが危険かという資料などがあれば提供願いたい。(河川管理者)
- これまでも治水対策協議会、利水ダムでの必要量確保などの取組みが始められていると思うが、流域治水の考え方をさらに推進していく必要がある。(松尾委員)
- ⇒ すでに治水対策協議会があるが、もう一段階踏み込んだ流域治水プロジェクトというものを作れるように今後進めていきたい。(河川管理者)
- 紀伊半島大水害時における浸水被害について、地元では市田川の水門を閉鎖したことで被害が発生したという認識でいる。水門の閉鎖を行わないでほしい。(中島委員)
- ⇒ 市田川の水門は外水位が高い場合は、逆流防止のため水門を開けずにポンプを動かすなどの操作を行っている。別途、水門の操作方法などについてご説明させて頂く。(河川管理者)
- 基本方針はこの答申を考慮しながら策定することになるのか。(藤田委員長)
- ⇒ 答申を受けて、気候変動によって熊野川流域で降る雨がどのように変化するか検証しているところである。(河川管理者)
- 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会において沿岸部の海面上昇をどう考えるか発表されている。(森委員)
- ⇒ 海面上昇については熊野川の治水対策を検討する際の出発水位に関わる場所があるかもしれない。(河川管理者)

<熊野川懇談会委員>

(五十音順・敬称略)

氏名	専門分野	所属	備考
井伊 博行 い い ひろゆき	水循環、水質	和歌山大学 システム工学部 教授	
泉 諸人 い す み もろと	歴史・文化、 観光、林業	浦島観光ホテル株式会社 取締役 浦木林業株式会社 代表取締役	
加治佐 隆光 か じ さ たかみつ	水資源工学	三重大学大学院 生物資源学研究科 教授	
岸上 光克 き し が み みつよし	農業経済、 地域政策	和歌山大学 食農総合研究教育センター 教授	
清岡 幸子 きよおか ゆきこ	地域の特性に詳しい (新宮市)	元新宮商工会議所女性会 会長	
高須 英樹 たかす ひでき	植物、生態系	和歌山大学 名誉教授 和歌山県立自然博物館 館長	
瀧野 秀二 たきの しゅうじ	水生生物、植物	元和歌山県立新宮高等学校 教諭 熊野自然保護連絡協議会 副会長	委員長代理
立川 康人 たちかわ やすと	水工学 水文・水資源学	京都大学大学院 工学研究科 教授	
中島 千登世 なかしま ちとせ	地域の特性に詳しい (新宮市)	河川を美しくする会 副会長	
早坂 豊司 はやさか とよし	広報・報道	株式会社テレビ和歌山 報道制作本部局長	
藤田 正治 ふじた まさはる	河川・砂防、 森林工学	京都大学 防災研究所 教授	委員長
松尾 直規 まつお なおき	河川水質	中部大学 名誉教授	
森 信人 もり のぶひと	海岸防災工学	京都大学 防災研究所 教授	
山本 殖生 やまもと しげお	熊野の歴史・文化 ・信仰	国際熊野学会 代表委員 熊野三山協議会 幹事	
横田 浩 よこた ひろし	発電水力、 水源地域対策	エネルギー戦略研究所株式会社 取締役	

(委員紹介)



<熊野川懇談会規約>

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 懇談会は、河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(目的)

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

(懇談会運営)

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委嘱された日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。

2. 懇談会の運営(議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、インターネット等を利用した参加も出席とする。ただし、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第 8 条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

①会議資料(案)の作成、②議事録(案)の作成、③会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、④懇談会の議事・運営補助、⑤その他

(規約の改正)

第 9 条 本規約の改正は、出席委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第 10 条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。

第 11 条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第 12 条 この規約は、平成 16 年 10 月 30 日から施行する。

平成 18 年 10 月 7 日 改訂

令和 2 年 7 月 13 日 改訂

<熊野川懇談会の情報公開方法>

第 1 条 熊野川懇談会規約第 7 条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。

第 2 条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。

第 3 条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。

2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。

第 4 条 懇談会の資料および議事骨子、議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。

第 5 条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。

2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。

3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、ホームページで公開する外、関係機関の情報コーナー等で必要に応じて配布する。

第 6 条 記者会見については、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

掲 示 板

< 熊野川懇談会へのご意見受付方法 >

ホームページによる受付

熊野川懇談会に関するご意見等は「熊野川懇談会」のホームページの「ご意見」のバナーをクリックしていただくと「熊野川懇談会へのご意見等」のページが開きますので、「意見を送る」をクリックしていただき、ご意見等をお寄せください。

- 熊野川懇談会ホームページ：https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/river/kumano_kondan/index.html



FAX・原稿送付による受付

FAX をご利用の場合、または原稿送付の場合は以下の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】熊野川懇談会 庶務
株式会社 東京建設コンサルタント 関西本社（担当：幸谷）
〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-63 トークン大阪ビル
FAX：06-7636-1153

< 資料入手方法 >

懇談会資料は、熊野川懇談会ホームページよりダウンロードできます。

- 熊野川懇談会ホームページ：https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/river/kumano_kondan/index.html



＜閲覧資料設置場所＞

「くまこんだより」は下記の場所で閲覧できます。

区分	事務所名	所在地	
国機関	近畿地方整備局 河川部 河川計画課	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	
	紀南河川国道事務所 調査課	和歌山県田辺市中万呂142	
	紀南河川国道事務所 新宮川出張所	和歌山県新宮市磐盾1-8	
	紀の川ダム統合管理事務所 管理課	奈良県五條市三在町1681	
	紀の川ダム統合管理事務所 猿谷ダム管理支所	奈良県五條市大塔町辻堂1-3	
県機関	和歌山県	県土整備部 河川・下水道局 河川課	和歌山県和歌山市小松原通1-1
		東牟婁振興局 新宮建設部 総務調整課	和歌山県新宮市緑ヶ丘2-4-8
		西牟婁振興局 建設部 総務調整課	和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1
	三重県	県土整備部 河川課	三重県津市広明町13 本庁5階
		熊野建設事務所 事業推進室	三重県熊野市井戸町371
	奈良県	県土マネジメント部 河川整備課	奈良県奈良市登大路町30
		吉野土木事務所 計画調整課	奈良県吉野郡吉野町上市2150-1
		吉野土木事務所 工務第2課	奈良県吉野郡上北山村河合420-1
		吉野土木事務所 工務第1課	奈良県吉野郡天川村沢谷58
		五條土木事務所 用地管理課	奈良県五條市今井5-1-31
		五條土木事務所 工務第2課	奈良県吉野郡十津川村上野地221
	市町村	和歌山県	新宮市役所 総務部 防災対策課
田辺市 本宮行政局 総務課			和歌山県田辺市本宮町本宮219
北山村役場 総務課			和歌山県東牟婁郡北山村大沼42
三重県		紀宝町役場 基盤整備課	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324
		熊野市役所 市長公室企画係	三重県熊野市井戸町796
		御浜町役場 建設課	三重県南牟婁郡御浜町阿田和6120-1
奈良県		十津川村役場 生活環境課	奈良県吉野郡十津川村小原225-1
		下北山村役場 地域創生推進室	奈良県吉野郡下北山村寺垣内983
		上北山村役場 地域振興課	奈良県吉野郡上北山村河合330
		野迫川村役場 産業課	奈良県吉野郡野迫川村北股84
		五條市役所 都市整備部 まちづくり推進室	奈良県五條市本町1-1-1
		天川村役場 産業建設課	奈良県吉野郡天川村沢谷60

熊野川懇談会ニュース No.11

【編集・発行】熊野川懇談会 2020年8月発行

【連絡先】熊野川懇談会 庶務

(株)東京建設コンサルタント 関西本社内(担当:幸谷・塚本)

〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-63 トーケン大阪ビル

Tel: 06-7636-1152 FAX: 06-7636-1153

熊野川懇談会ホームページアドレス

https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/river/kumano_kondan/index.html

※メールにつきましては、ホームページの「ご意見等」をご利用ください。